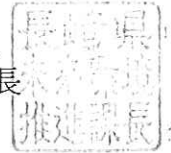


23 未環第75号  
平成23年7月5日

社団法人長崎県建設業協会 事務局長 様

長崎県 環境部 未来環境推進課長



産業廃棄物税を活用した事業に係る提案・要望等について（照会）

時下、皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本県では九州各県と同時に平成17年4月から産業廃棄物税を導入しており、その税収の使途は産業廃棄物税条例第21条の規定により、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進及びその他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てることとしております。

つきましては、平成24年度の具体的な事業の検討のため、税収の活用方法に関する皆様方のご提案・ご要望をお聞きしたく、平成23年7月22日（金）までに別紙様式により下記県担当課あてFAX又はメールにてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、貴団体会員等の方々からも広くご提案いただきますようお願いいたします。

（参考資料）

1. 長崎県産業廃棄物税のあらましパンフレット（写）
2. 県税のしおり（抜粋）
3. 長崎県産業廃棄物税収充当事業一覧
4. 九州各県の使途事業

長崎県 環境部 未来環境推進課  
電 話：095-895-2511  
FAX：095-895-2566  
担当者：循環・快適環境班 立木  
E-mail kazuaki-tachiki@pref.nagasaki.lg.jp